

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

よくあるお問い合わせ

支給対象について

- Q 1 協力金の支給要件を教えてください 3
- Q 2 「にいがた安心なお店プロジェクト」の認証を申請中ですが、午後9時まで時短営業した場合、協力金の対象となりますか 3
- Q 3 「にいがた安心なお店プロジェクト」の認証を受けていますが、通常午後9時まで営業している場合、通常通り営業しても協力金の対象となりますか 3
- Q 4 要請の全期間について時短営業しないと協力金の対象になりませんか 3
- Q 5 時短営業せず休業した場合、協力金の対象となりますか 4
- Q 6 要請期間前から臨時休業していた場合、協力金の対象となりますか ... 4
- Q 7 要請期間前（又は期間中）に廃業しました。協力金の対象となりますか 4
- Q 8 営業時間を定めず、客の来店状況に応じて午後8時以降営業している（または、完全予約制で営業している）場合は、協力金の対象となりますか 4
- Q 9 営業時間は定めているが、予約制により午後8時以降営業している場合は、協力金の対象となりますか 4
- Q 10 午後10時までの営業時間は変えずに、酒類の提供を停止して営業する場合は協力金の対象になりますか 4
- Q 11 旅館や民宿は協力金の対象になりますか 4
- Q 12 昨年5月に新型コロナウイルス感染症の影響により、営業終了時間を午後10時から午後8時に変更しました。この場合も協力金の対象になりますか 5
- Q 13 要請期間中に定休日があるが、この間は協力したことになりますか ... 5

申請について

- Q 14 申請の受付期間はいつまでですか 5
- Q 15 どのように申請したらよいですか 5
- Q 16 申請書類はどこで受け取ることができますか 5
- Q 17 申請書類は郵送した後に、入れるべき書類を同封し忘れたことに気づき

- ました。どうすればよいですか 5
- Q18 飲食店営業許可の名義と、協力金の申請名義が異なってもよいですか 6
- Q19 飲食店営業許可が失効していたが協力金の対象となりますか 6

提出書類について

- Q20 どのような書類を提出するのですか 6
- Q21 申請書に記載する常時使用する従業員とはどのような従業員ですか .. 6
- Q22 e-Taxにより申告をしたため、受付印がありません。どうしたらよいですか 6
- Q23 郵送により申告をしたため、受付印がありません。どうしたらよいですか 6
- Q24 個人事業主で確定申告の義務がない場合はどうしたらよいですか 6
- Q25 営業時間短縮の実施業況がわかるものとはどのようなものですか 7

協力金の支給について

- Q26 申請後、支給されるかどうか、どのようにしてわかりますか 7
- Q27 申請から協力金が支払われるまでどれくらい時間がかかりますか 7
- Q28 協力金はどのくらい受け取れるのですか 7
- Q29 要請期間中に定休日や休業日があった場合、14日間から支給額は差し引かれますか 7
- Q30 1日あたりの売上高はどのように計算しますか 7
- Q31 対象売上と対象外売上を証明する書類がない場合、協力金は支給されますか 8
- Q32 売上高は消費税込みですか、税抜きですか 8
- Q33 1日あたりの売上高を計算するにあたり、定休日の日数を差し引くことはできますか。 8
- Q34 店舗をオープンしたばかりで前年度または前々年度の売上実績がない場合、いくら受け取れるのですか 8
- Q35 別の経営者から店舗の経営を引き継いだ（または、個人事業で経営していたが法人化した）場合、引き継ぎ（法人化）前の売上高で計算できますか 8
- Q36 1日あたりの売上高を計算するときの売上高は、令和元年と令和2年のどちらを使ってもよいのですか 8
- Q37 令和2年1月2日以降に開業した場合、どのように計算したら良いですか 9
- Q38 複数施設を経営する場合はどのように計算したらよいですか 9

支給対象について

Q 1 協力金の支給要件を教えてください。

A 1-1 出雲崎町内で食品衛生法に定める営業許可を取得し、客席等の飲食スペースを設けて営業している次の施設。ただし、飲食スペースを持たない施設、特定の利用者のみの利用に供する施設は対象外。

- ① 接待を伴う飲食店 【具体例】キャバレー、スナック、パブ 等
- ② 酒類を提供する飲食店 【具体例】居酒屋、レストラン、カラオケ店 等

A 1-2 協力要請の対象期間すべてにおいて、営業時間短縮の要請に全面的に協力いただくこと

対象期間：令和3年9月3日（金）0時～令和3年9月16日（木）24時

要請内容：午前5時から午後8時までの時間短縮営業（酒類の提供は午後7時まで）

※ 新潟県の「にいがた安心なお店応援プロジェクト」認証店（申請中を含む）については、午前5時から午後9時までの時間短縮営業（酒類の提供は午後8時まで）

※ 従前から午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は協力要請対象外。

A 1-3 新潟県がとりまとめた「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」を確認し、感染防止対策を徹底していること。

Q 2 「にいがた安心なお店プロジェクト」の認証を申請中ですが、午後9時まで時短営業した場合、協力金の対象となりますか。

A 2 申請中の場合も、午前5時から午後9時まで（酒類の提供は午後8時まで）の時間短縮営業で対象となります。

なお、要請期間の途中から申請をした場合は、その日から申請中として扱います。

Q 3 「にいがた安心なお店プロジェクト」の認証を受けていますが、通常午後9時まで営業している場合、通常通り営業しても協力金の対象となりますか。

A 3 認証を受けている場合であっても、従前の営業時間が午後8時を超え午後9時以内の場合は、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮する必要があるため、対象となりません。

Q 4 要請の全期間について時短営業しないと協力金の対象になりませんか。

A 4 全期間時短営業を実施いただけない場合は対象となりません。時短要請

の全期間について時短営業した場合に協力金の対象となります。

Q 5 時短営業せず休業した場合、協力金の対象となりますか。

A 5 時短営業要請の対象となる店舗が、時短営業ではなく休業した場合も協力金の対象となります。

Q 6 要請期間前から臨時休業していた場合、協力金の対象となりますか。

A 6 新型コロナウイルス感染症の影響以後に、短期的、一時的に休業していた場合は対象になります。従前の営業時間、休業時期を確認できる書類を提出いただき、支給要件を満たしているか審査させていただいた上で支給を決定します。

Q 7 要請期間前（又は期間中）に廃業しました。協力金の対象となりますか。

A 7 要請に応じた営業時間の短縮と言えないため、対象外です。

Q 8 営業時間を定めず、客の来店状況に応じて午後 8 時以降営業している（または、完全予約制で営業している）場合は、協力金の対象となりますか。

A 8 実態として午後 8 時から午前 5 時までの間、営業している場合は対象となりますが、申請の際、営業していたことがわかる書類（深夜酒類提供飲食店の届出を証する書類、通常営業時間を表示している写真等）の提出が必要となります。

Q 9 営業時間は定めているが、予約制により午後 8 時以降営業している場合は、協力金の対象となりますか。

A 9 営業時間のほかに予約制により午後 8 時以降営業する旨が店内掲示、ホームページ、チラシ等で周知されている場合は、対象となりますが、申請の際、周知されていることがわかる書類の提出が必要となります。

なお、単に常連客等が営業時間を超えて飲食していることを許可している場合については、対象外となります。

Q10 午後 10 時までの営業時間は変えずに、酒類の提供を停止して営業する場合は協力金の対象になりますか。

A10 営業時間が短縮されていないため対象外です。

Q11 旅館や民宿は協力金の対象になりますか。

A11 旅館や民宿が食品衛生法の飲食店営業の許可を受け、宴会場等において

宿泊客以外を対象として、従来、午後8時から午前5時の間に営業しており酒類の提供を行っていれば対象となります。（宿泊客のみを対象に宿泊の一環として提供される飲食、ルームサービスは対象外です。）

当該施設において、要請に応じて時短営業を行い、支給要件を満たせば、宿泊営業を行っても支給対象となります。ただし、協力金のA方式の確定申告等に基づく前年度又は前々年度の9月における1日当たりの売上高は、宿泊客以外の売上高となり、申請の際、その売上高を証明する書類の提出が必要となります。

Q12 昨年5月に新型コロナウイルス感染症の影響により、営業終了時間を午後10時から午後8時に変更しました。この場合も協力金の対象になりますか。

A12 新型コロナウイルス感染症の影響以後に営業時間を早めた場合は対象になります。変更前の営業時間、変更時期を確認できる書類を提出いただき、支給要件を満たしているか審査させていただいた上で支給を決定します。

Q13 要請期間中に定休日があるが、この間は協力したことになりますか。

A13 時短要請に全面的に協力いただいている店舗であれば、定休日であっても協力金を減額することはありません。

申請について

Q14 申請の受付期間はいつまでですか。

A14 令和3年9月22日（水）から令和3年11月15日（月）までです。（令和3年11月15日（月）の消印まで有効）

Q15 どのように申請したらよいですか。

A15 持参又は郵送受付となります。なお、郵送にあたっては、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお送りください。

Q16 申請書類はどこで受け取ることができますか。

A16 申請についての案内に同封させていただきましたが、再度必要な場合は、出雲崎町産業観光課商工観光係窓口（役場庁舎2階）で配布しております。また、ホームページからダウンロードすることができます。

Q17 申請書類は郵送した後に、入れるべき書類を同封し忘れたことに気づきました。どうすればよいですか。

A17 同封し忘れた書類を持参又は郵送してください。なお、郵送にあたっては、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお送りください。

Q18 飲食店営業許可の名義と、協力金の申請名義が異なってもよいですか。

A18 協力金の申請者は、原則として、飲食業許可を受けた事業者です。営業許可の名義と協力金の申請名義が異なる場合（営業委託を受けて営業している場合等を含む）は、その理由を証明する書類が必要となります。

Q19 飲食店営業許可が失効していたが協力金の対象となりますか。

A19 失効している場合は対象になりません。令和3年9月2日以前から有効で、かつ時短要請期間の全てを通して有効な許可を受けている場合に対象となります。

提出書類について

Q20 どのような書類を提出するのですか。

A20 申請要領の申請フローチャートをご確認いただき、ステップに沿って、必要書類をご確認ください。

Q21 申請書に記載する常時使用する従業員とはどのような従業員ですか。

A21 労働基準法第20条に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を常時使用する従業員といいます。なお、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、常時使用する従業員に含みません。

Q22 e-Taxにより申告をしたため、受付印がありません。どうしたらよいですか。

A22 確定申告書上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の印字があるものを提出してください。なお、印字がない場合は、確定申告書類とあわせて、「受信通知（メール詳細）」を提出してください。

Q23 郵送により申告をしたため、受付印がありません。どうしたらよいですか。

A23 提出する確定申告書類の年度の税務署が発行する「納税証明書（その2所得金額用）」をあわせて提出してください。

Q24 個人事業主で確定申告の義務がない場合はどうしたらよいですか。

A24 「町（市）民税の申告書の控え」（受付印のあるもの）をご提出ください。

なお、町（市）の申告会場で職員が入力し、作成した「町（市）民税の申告書の控え」については、受付印の押印を省略できます。

Q25 営業時間短縮の実施業況がわかるものとはどのようなものですか。

A25 「営業時間短縮の実施状況がわかるもの」については、「通常の営業時間・時間短縮営業の実施期間・短縮後の営業時間」の告知をするチラシ等を掲示した様子を写真に収めたもの、店舗のホームページやSNSでお知らせしている様子のスクリーンショット等を用意してください。

協力金の支給について

Q26 申請後、支給されるかどうか、どのようにしてわかりますか。

A26 提出書類の受理後、内容を審査し支給（または不支給）の決定通知書を送付します。

Q27 申請から協力金が支払われるまでどれくらい時間がかかりますか。

A27 支給決定後、概ね1週間程度で指定口座に振り込みます。申請書類の提出後、4週間を経過しても支給（または不支給）に関する通知が来ない場合は、出雲崎町産業観光課商工観光係（78-2291）にお問い合わせください。

Q28 協力金はどのくらい受け取れるのですか。

A28 提出書類を基に出雲崎町が支給金額を計算しますが、申請前に、A「1施設当たりの協力金支給額まるわかりシート」または、B、C「1施設当たりの協力金支給額計算フローチャート」を使用し、支給金額をご確認ください。

Q29 要請期間中に定休日や休業日があった場合、14日間から支給額は差し引かれますか。

A29 定休日や休業日があった場合も、一律で14日間分を支給します。

Q30 1日の売上高はどのように計算しますか。

A30 下記の方式により、前年度又は前々年度いずれかの1日当たりの売上高を計算します。なお、売上高は、消費税及び地方消費税を除いた、対象施設内の飲食に係る売上とします（対象外売上例：デリバリー、テイクアウト、宿泊料（宿泊者の飲食代含む）、物販等）。

① 年間売上高方式（協力金支給額の算出方法は、売上高方式のみに適用）

【計算式】年間売上高（税抜き）÷365日（※）

※ 令和2年2月29日の売上高が含まれる場合は366日

② 9月の売上高方式

【計算式】9月の売上高（税抜き）÷30日

Q31 対象売上と対象外売上を証明する書類がない場合、協力金は支給されますか。

A31 対象となる売上高について何らかの証明（帳簿、レジの日計表、会計伝票等）が必要なため、支給はできません。

Q32 売上高は消費税込みですか、税抜きですか。

A32 売上高は消費税・地方消費税を除いたものを用います。確定申告や日々の売上高管理等を税込みで行っており、かつ売上高を個別に税抜きにすることが困難な場合は「税込みの売上高÷（1＋税率）」といった方法で税抜きの売上高を計算しても差し支えありません。

Q33 1日の売上高を計算するにあたり、定休日の日数を差し引くことはできますか。

A33 できません。年間売上高方式の場合は一律365日（令和2年2月29日が含まれる年度の場合は366日）、9月の売上高方式の場合は一律30日となります。

Q34 店舗をオープンしたばかりで前年度または前々年度の売上実績がない場合、いくら受け取れるのですか。

A34 今年度の売上高を基に、「売上高による方法」で支給額を計算します。ただし、令和3年9月2日時点で開業から1か月未満の店舗の支給額は一律35万円（大企業を除く）。

Q35 別の経営者から店舗の経営を引き継いだ（または、個人事業で経営していたが法人化した）場合、引き継ぎ（法人化）前の売上高で計算できますか。

A35 事業の継続性があると認められる場合に限り、引き継ぎ（法人化）前の売上高で計算することができます。

Q36 1日あたりの売上高を計算するときの売上高は、令和元年と令和2年のどちらを使っても良いのですか。

A36 どちらでも構いません。金額の多い方を選択してください。

Q37 令和2年1月2日以降に開業した場合、どのように計算したら良いですか。

A37 開業日に応じて、以下のとおりとしてください。

- ① 令和2年1月2日～9月3日に開業して白色申告している法人、個人事業主・・・営業開始日から令和2年12月31日までの「1日当たりの売上高」を計算し、「A. 売上高による方法」で算出。
- ② 令和2年1月2日～9月3日に開業して青色申告している法人、個人事業主・・・確定申告書類による「9月の売上高」で「1日当たりの売上高」を計算し、「A. 売上高による方法」または「B. 売上高減少額による方法」で算出。
※ 「1日当たりの売上高」＝9月の売上高÷30日（9月中に開業した店舗等も30日で割ります。）
- ③ 令和2年9月4日～令和3年8月2日に開業・・・開店日から令和3年8月2日までの「1日当たりの売上高」を計算し、「A. 売上高による方法」で算出。
- ④ 令和3年8月3日以降に開店・・・1施設当たりの支給額は一律35万円。

Q38 複数施設を経営する場合は、どのように計算したらよいですか。

A38 施設ごとに「1施設当たりの支給額」を計算し、足し上げて支給総額を計算します。

※ 申請にあたっては時短営業した全ての店舗をまとめて申請する必要があります。分けて申請することはできません。